

徳島県 官公需 適格組合

The image is a vertical composition. The top half features a blue sky background with a white silhouette of the island of Shikoku. Inside this silhouette, an aerial photograph of Tokushima City is shown, highlighting the city's layout, the Tokushima Bay, and the Tokushima Bay Bridge. The bottom half of the image shows a night view of the city, with buildings and streetlights illuminated, and their reflection on the water in the foreground. The overall color palette is dominated by blues and purples, with white and yellow accents from the text and lights.

徳島県官公需適格組合協議会

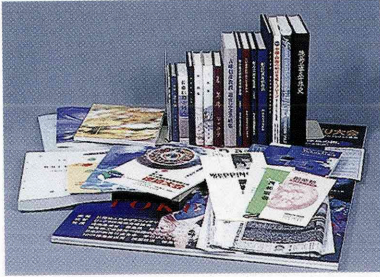
証明取得官公需適格組合

1 印刷・製本

協業組合徳島印刷センター

第1回官公需適格組合証明取得 ● 昭和57年6月
〒770-8056 徳島市問屋町165
Tel. ● 088-625-0135 Fax. ● 088-622-0734
URL ● <http://www.tpce.net/>
E-mail ● tada.t@tpce.net

代表理事 ● 多田 哲也
出資金 ● 2,000万円
設立 ● 昭和47年12月
従業員 ● 34名
事務局責任者 ● 多田 哲也



ご案内 ● 弊組合は、コンピュータを最大限に活用し、「創造性・品質の向上」「コストの削減」「納期の短縮」という3つのメリットを実現しています。なかでも、一番大切にしているものは、人と人とのつながりです。安心しておまかせいただける。そんな信頼関係を築き、日々前進していきたいと努力しています。

ISO9001/エコアクション21/プライバシーマーク認証取得

営業品目 ● 企画デザイン・パンフレット・カタログ・ポスター・チラシ・ビジネス用印刷物・研究書・報告書・会社案内・広報関係紙・Webページ制作・オンデマンド印刷・etc.

2 石油製品販売

徳島県石油事業協同組合

第1回官公需適格組合証明取得 ● 平成22年1月
〒770-0901 徳島市西船場町3丁目9番地の1
Tel. ● 088-622-6406 Fax. ● 088-655-0248
E-mail ● tssk.oil@helen.ocn.ne.jp

代表理事 ● 藤川 禎造
出資金 ● 92万6,200円
設立 ● 昭和30年11月
組合員数 ● 207社
事務局責任者 ● 小川 幸彦



ご案内 ● 当組合は、徳島県下一円のガソリンスタンドが共同受注事業等を目的として設立したものです。一つの契約で、県内ほとんどの所で給油ができ、購入者にとっても非常に合理的な方法ですので、是非ご利用の程宜しくお願いいたします。また、地域貢献事業として子供、女性等が何らかの犯罪に巻き込まれた時に一時的に保護したり、関係機関に通報する等のガソリンスタンド【かけこみ110番】を実施し、地域社会との関係をより緊密にしています。

営業品目 ● ガソリン・軽油・灯油・重油・オイル・洗車等自動車関連用品

3 建物の保守・警備・清掃

徳島ビルメンテナンス協同組合

第1回官公需適格組合証明取得 ● 昭和55年7月
〒770-0942 徳島市昭和町2丁目56番地
Tel. ● 088-625-2360 Fax. ● 088-655-1565
E-mail ● bmtokushima@mc.pikara.ne.jp

代表理事 ● 中村 太一
出資金 ● 2,100万円
設立 ● 昭和49年2月
組合員数 ● 14社
事務局責任者 ● 一宮 省一



当組合は、昭和49年2月に設立以来、次の経営理念の下に県内を代表する企業が集結し、高い専門性に基づく高品質のサービスをご提供し、地域社会に貢献して参りました。今後とも、品質を維持向上していくため不断の努力と研鑽を重ねるなどし、官公需をはじめとする多くの皆様のニーズや社会的要請に的確に添って参ります。＜経営理念＞ ● お客様とともに、そして地域とともに ● 快適安全な都市空間の創造 ● 地球環境への貢献

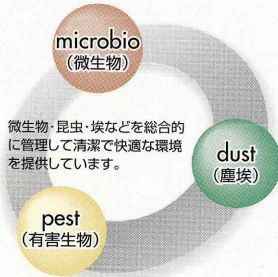
営業品目 ● 建物管理の共同受注(ビルの総合管理) 1・清掃(日常清掃、定期清掃) 2・設備管理(日常保守管理、機械運転保守管理) 3・環境衛生(空気環境、水質、貯水槽、害虫駆除) 4・警備業務(施設警備、駐車場管理)

証明取得官公需適格組合

4 ねずみ、白アリ等害虫駆除 — 徳島県害虫防除協同組合

第1回官公需適格組合証明取得●平成19年12月
〒770-8076 徳島市八万町内浜118-4
[(株)ニッシンテクノス内]
Tel.●088-668-7893 Fax.●088-679-7891
E-mail●info@tokushima-pco.jp

代表理事●榊 康雄
出資金●125万円
設立●平成2年11月
組合員数●5社
事務局責任者●日野 栄治



ご案内●食品関連・医療医薬品・化粧品・特定建築物などにはさまざまな品質管理基準があり、ISO・HACCPシステム・GMP・PL法などのグローバルな管理基準対策が必要となります。私たちは、多くの人々が使用する建築物において衛生的な環境を確保する環境衛生管理技術集団であり、それを遂行することによって衛生管理の向上及び増進に寄与することを目的としています。

営業品目●鼠、衛生害虫全般駆除 殺菌消毒

5 建設事業における技術支援業務 — 徳島技術支援協同組合

第1回官公需適格組合証明取得●平成20年1月
〒771-0134 徳島市川内町平石住吉209番地5
[徳島健康科学総合センター4F]
Tel.●088-677-8215 Fax.●088-677-8216
URL●http://www.t-g-k.or.jp/
E-mail●tgk-info@t-g-k.or.jp

代表理事●尾北 俊博
出資金●500万円
設立●平成18年12月
組合員数●4社
事務局責任者●河内 耕造



組合事務局のある徳島健康科学総合センター

ご案内●当組合は、徳島県内に所在する官公庁等が行っている建設事業における技術支援業務の共同受注を目的として設立しました。小規模な建設関連4社が集結し、技術力にも優れ県内事情にも詳しい技術者を支援業務に充て、事業の円滑な遂行に貢献していきます。なお、建設関連事業における技術支援業務の組合組織は、日本では初めてといわれています。また、新事業として、LED関連事業を積極的に進めています。

営業品目●各種建設技術支援(河川、道路、補償、建築、電気通信、橋梁、樋門等) ●主たる取引先:国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所、国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所、国土交通省四国地方整備局那賀川河川事務所

6 管工事・水道施設工事 — 徳島市指定上下水道工事店協同組合

第1回官公需適格組合証明取得●平成23年1月
〒770-0865 徳島市南末広町1番13号
Tel.●088-625-7510 Fax.●088-652-4050
URL●http://www.tokushisui.com
E-mail●info@tokushisui.com

代表理事●篠野 義秀
出資金●1,744万2,000円
設立●昭和32年1月
組合員数●51社
事務局責任者●廣田 和幸



ご案内●S23年に「徳島市指定工事店規定」が公布され、市内の水道事業者10社が結成し発足。S32年には、法人組織として本格的に組合活動を開始。以来、60年に亘り地域と共に、眉山の緑豊かな自然、安心安全なきれいな水を確保しライフラインの維持と生活環境を守ることが課せられた重要な使命であるとの基に、組合員一同努力をしまりました。今後も、地域に密着し信頼のおける『地元貢献する団体』として市民の皆さまに安心していただける事業を取り組んでいく事だと思っております。

営業品目●管工事、水道施設工事 ●主たる取引先:徳島市水道局、徳島市土木下水道保全課、道路維持課等



水道マスコット

中小企業等組合とは…

相互扶助の精神に基づき、中小企業者が法人化した団体です

中小企業は、大企業に比べて経営規模が小さい、信用力が弱い等の不利な状況にあります。そのため、中小企業者が、下記に代表される各種の組合を設立し、相互扶助の精神に基づき、様々な共同事業を行い、組合員企業を支援することで生産性を向上させ、また、対外交渉力の強化を図っています。

さらに事業協同組合等の各種組合は法定の手続きを経て国・都道府県が認可した法人であり、民主的かつ公平な運営が確保されています。

組合の種類	主な内容
事業協同組合	<p>中小企業者が設立する各種の組合のうちでも代表的な組合です。中小企業者は相互扶助の精神に基づき、各種共同事業を行い、自己の企業の経済的地位の向上に努めています。</p> <p>参加している中小企業の事業を支援する事業であれば、幅広い共同事業を行えます。</p> <p>代表的な事業としては、共同購買、共同受注、研究開発、市場開拓、情報化事業、共同販売、資金の貸付、債務保証等です。</p>
企業組合	<p>個人事業者及び勤労者が設立する組合で、自己の資本力と労働力を組合に投入し、組合自体がひとつの企業体となって事業活動を行うものです。従って、組合員は組合の事業に従事して報酬を受ける勤労者的存在となります。</p> <p>この組合の事業活動は、外見からは会社に類似していますが、経営の考え方は組合の諸原則に従って運営されています。</p>
商工組合	<p>業界全体の安定と発展を図ることを主な目的としており、多分に公益的な性格をもっています。組合の地区内の同業者の過半数以上の参加がなければ設立できません。</p> <p>出資制の商工組合の主な事業は、組合員の事業に関する調査研究、指導教育、情報提供等で、事業協同組合と同じ事業を行うことができます。</p>
協業組合	<p>組合員となった中小企業者が、従来営んでいた事業の一部又は全部を、協業組合に統合して事業の経営規模を拡大し、経営の合理化と生産性の向上を図ろうとするもので、組合自体がひとつの企業体となって事業活動を行います。</p>

経済産業局の証明を受けた官公需適格組合とは？

官公需適格組合制度は、中小企業組合の中で、官公需の受注に対して特に意欲的であり、かつ受注した契約は、十分に責任を持って履行できる経営基盤が整備されている組合であることを中小企業庁（四国経済産業局）が証明する制度です。

この証明を受けている組合は、中小企業者が組合員である事業協同組合、企業組合、協業組合等で、以下の基準を満たしていることが条件になっています。

物品・役務関係の証明基準

- イ. 組合の共同事業が組合員の協調裡に円滑に行われていること
- ロ. 官公需の受注について熱心な指導者がいること
- ハ. 常勤役職員が1名以上いること
- ニ. 共同受注担当役員及び共同受注委員会が設置されていること
- ホ. 役員と共同受注した案件を担当した組合員が連帯責任を負うこと
- ヘ. 検査員を置くなど検査体制が確立されていること
- ト. 組合運営を円滑に遂行するに足りる経常的収入があること

工事関係の証明基準

- 物品・役務関係の証明基準に加えて、さらに
- チ. 共同受注事業を1年以上行っており相当程度の受注実績があること
- リ. 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事であって、工事1件の請負代金の額が2,500万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあっては、5,000万円）以上のものを請け負おうとする組合にあっては、常勤役職員が2名以上おり、当該役職員のうち2名以上が技術職員であること。
- ヌ. 総合的な企画及び調整を行う企画・調整委員会が現場ごとに設置され、工事全体が契約通りに施工される体制が整備されていること

官公需適格組合の活用を

官公需法第3条は「…国等が契約を締結するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会の増大を図るように努めなければならない。この場合においては、新規中小企業者及び、組合を国等の契約の相手方として活用するように配慮しなければならない。」と定めています。

また、毎年閣議で決定される「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」においては、次のように定め、官公需の発注に当たって、官公需適格組合を積極的に活用するようその方針を明示しています。

平成27年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針(抜粋)

閣 議 決 定

平成28年8月2日

□官公需適格組合の活用

- ① 国等は、官公需適格組合の競争契約参加資格審査に当たっては、総合点の算定方法に関する特例の一層の活用に努めるとともに、中小企業庁は、新規中小企業者調達推進協議会の場等を活用して特例の措置が講じられていない地方公共団体に対して、所要の措置が講じられるよう要請するものとする。
- ② 国等は、官公需適格組合制度について、官公需適格組合の発注機関別受注実績を公表するほか、各府省等は、中小企業庁と協力しつつ、発注機関に対し、当該制度の一層の周知徹底に努めるものとする。また、国は、地方公共団体に対する当該制度の一層の周知に努めるものとする。
- ③ 中小企業庁は、全国中小企業団体中央会が、新規中小企業者の受注力の向上を図るために行う、官公需適格組合への加入や新規組合の設立を促進するための説明会の開催等の取り組みを支援する。

官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の活用については、予算決算及び会計令第99条第18号において「事業協同組合、協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のため、これらの者から直接に物件を買い入れるとき」に、随意契約によることができることとされています。

随意契約により契約する場合には、適正な予算執行に努めなければならないことはいうまでもありませんが、本項前段は、個々の中小企業者では対応し得ない契約案件において、同業者などが組織化をし、共同で事業を行っている官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等に対して、上記のように組合の育成上認められている随意契約制度を活用すること等により、受注機会を与えるよう努力することを定めたものであります。

①.中小企業基本法(抄)

(昭和38年7月20日 法律第154号 最終改正 平成26年6月27日 法律第94号)

(国等からの受注機会の増大)

第23条 国は、中小企業が供給する物品、役務等に対する需要の増進に資するため、国等の物品、役務等の調達に関し、中小企業者の受注の機会の増大その他の必要な施策を講ずるものとする。

①.官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(官公需法)について

中小企業に対する官公需施策を推進することを目的に「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」(**官公需法**)が制定されています。官公需法では、中小企業者に官公需受注機会をできるだけ多く与えるために国等が講ずべき措置について、次のように具体的に定めています。

- 1** 国等が物品の買入れ、工事の請負、役務の提供等の契約を締結するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大を図るように努めなければならないこと。また、契約の相手方として組合を活用するように配慮しなければならないこと。
- 2** この努力の方向とそれを裏づける措置を明らかにするために、国は、中小企業者向けの契約目標額と中小企業者の受注機会の増大を図るために実施する各種の措置等を定めた「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」を毎年度閣議決定し、その要旨を公表すること。
- 3** この方針の実効を確保するための措置として、各省各庁の長等が毎年度終了後、国等の契約の実績の概要を経済産業大臣に通知するとともに、経済産業大臣及び中小企業者の行う事業を所管する大臣は、当該事業を行う者を相手方とする国等の契約に関し各省各庁の長等に対し必要な措置を講ずるよう要請できること。
- 4** 地方公共団体は、国の施策に準じて中小企業者の受注機会の確保を図るための施策を講ずるよう努めなければならないこと。

「平成27年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の実施について 中小企業者の受注機会の確保について

20150826中第1号
平成27年8月28日
経済産業大臣

「平成27年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に準じた措置の実施について

我が国経済は、緩やかな回復基調が続いており、先行きについても、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されています。こうした中で、我が国経済を持続的発展の軌道に乗せて行くためには、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図り、中小企業・小規模事業者の事業活動の活性化を図っていくことが重要です。官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号。以下「官公需法」という。）が制定された昭和41年度当時の中小企業・小規模事業者向け契約実績は25.9%でありましたが、平成26年度の中小企業・小規模事業者向け契約実績は52.8%約2倍にまで高まっており、官公需法は一定の成果を挙げてきています。

今般、第189回通常国会において、

- ① 創業10年未満の中小企業者を「新規中小企業者」として定義し、官公需において、国等の契約の相手方として活用されるように配慮すること。
 - ② 国等の契約の基本方針及び各省各庁及び公庫等の契約の方針を策定すること。
- 等を新たな内容とする官公需法の改正が行われ、平成27年8月10日に施行されました。

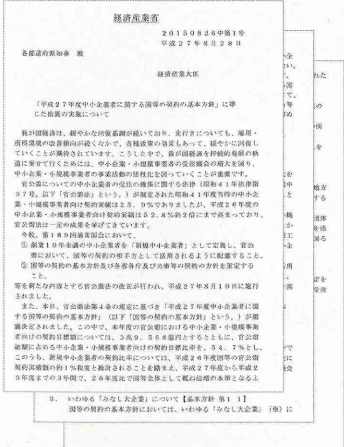
また、本日、官公需法第4条の規定に基づき「平成27年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（以下「国等の契約の基本方針」という。）が閣議決定されました。この中で、本年度の官公需における中小企業・小規模事業者向けの契約目標額については、3兆9,568億円とするとともに、官公需総額に占める中小企業・小規模事業者向けの契約目標比率を、54.7%とし、このうち、新規中小企業者の契約比率については、平成26年度国等の官公需契約実績額の約1%程度と推計されることを踏まえ、平成27年度から平成29年度までの3年間で、26年度比で国等全体として概ね倍増の水準となるよう努めることといたしました。

官公需法第8条においては、「地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業の受注機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」旨定められており、かねてから格別の配慮を頂いているところであります。貴職におかれましては、本年度新たに追加された下記の事項をはじめとする国等の契約の基本方針の内容をご理解いただき、国等の契約の基本方針に準じて、地域の実情に応じ必要な場合には中小企業者に関する契約の方針を策定する等の措置を講ずることにより、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めていただくようお願いいたします。

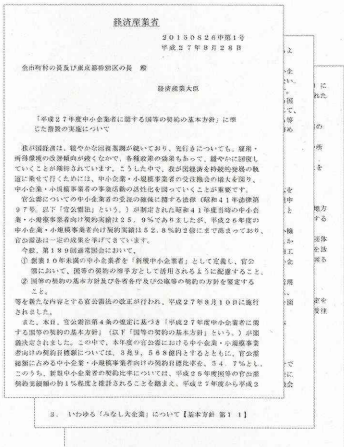
記(抜粋)

2. 組合の活用に関する基本的な事項【基本方針 第3 2】

国等においては、共同受注体制が整っていること等の要件を満たす組合で経済産業局が証明した官公需適格組合に対しては、競争契約参加資格審査に当たって、総合点の算定方法に関する特例措置を講じる等により、受注機会の増大に努めているところです。



各都道府県知事宛
内容右記のとおり



全市町村の長及び
東京都特別区の長宛
内容右記のとおり

官公需適格組合受注体制

官公需適格組合は、中小企業団体中央会の指導・支援を受けながら、組合員全員が一体となって、受注契約を確実に履行できる技術力や施工・生産・役務提供能力等の向上と、発注機関の信頼に十分応えることのできる責任体制の維持に努めています。

これらの組合では、共同受注委員会を設置しています。

特に、工事関係の組合では、共同施工又は分担施工の施工体制をとり、組合自身が専従の技術者を配置し、施工管理・監督・指導等を行うとともに、現場毎に企画調整委員会を設けて工事が契約通りに確実に履行できる体制を整えています。

また、工事等の契約案件が確実に施工されていることをチェックする検査員を置くなど検査体制も確立されており、工事等に関する一切の責任は組合が負うこととし、さらにその実効を確保するために、役員および担当した組合員が連帯してその責任を負う仕組みをとっています。

官公需適格組合は、責任ある受注体制を確立しており、発注機関に信頼される共同受注事業体であり続けるために絶えず研鑽を積んでいます。

発注は下記 官公需適格組合へ

取扱商品・サービス	組合名 住所・電話番号
① 印刷物全般	協業組合徳島印刷センター 〒770-8056 徳島市問屋町165 (088)625-0135
② 石油製品販売	徳島県石油事業協同組合 〒770-0901 徳島市西船場町3丁目9番地の1 (088)622-6406
③ 建物の保守・警備・清掃	徳島ビルメンテナンス協同組合 〒770-0942 徳島市昭和町2丁目56番地 (088)625-2360
④ ねずみ、白アリ等害虫駆除	徳島県害虫防除協同組合 〒770-8076 徳島市八万町内浜118-4[(株)ニッシンテクノス内] (088)668-7893
⑤ 建設事業における技術支援	徳島技術支援協同組合 〒771-0134 徳島市川内町平石住吉209番地5[徳島健康科学総合センター4F] (088)677-8215
⑥ 管工事・水道施設工事	徳島市指定上下水道工事店協同組合 〒770-0865 徳島市南末広町1番13号 (088)625-7510

官公需適格組合のお問い合わせは

徳島県官公需適格組合協議会

徳島市南末広町5番8-8号 徳島経済産業会館3階(中央会内)

Tel.088-654-4431

Fax.088-625-7059